

■業務方法書（案）と先行事例との比較表

	地方独立行政法人化先行事例（病院関係）							独立行政法人 国立病院機構	国立大学法人 東京大学	公立大学法人大分県立 看護科学大学	公立大学法人大阪府立 大学
	岐阜県 病院3法人（案）	静岡県	秋田県	山形県	岡山県	大阪府	宮城県				
法人／病院数	3法人／3病院	1法人／3病院	1法人／2病院	1法人／1病院	1法人／1病院	1法人／5病院	1法人／1病院	－	－	－	－
法人設立日	H22.4.1（予定）	H21.4.1	H21.4.1	H20.4.1	H19.4.1	H18.4.1	H18.4.1	－	－	－	－
法人形態	一般（非公務員型）	一般（非公務員型）	一般（非公務員型）	一般（非公務員型）	特定（公務員型）	特定（公務員型）	一般（非公務員型）	－	－	－	－
規程名称	業務方法書（案）	業務方法書	業務方法書	業務方法書	業務方法書	業務方法書	業務方法書	業務方法書	業務方法書	業務方法書	業務方法書
目的	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び岐阜県地方独立行政法人法施行細則（平成22年岐阜県規則第〇号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成21年静岡県規則第18号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人法施行細則（平成16年秋田県規則第5号）の規定に基づき、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条及び地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の業務運営等に関する規則第2条の規定に基づき、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び岡山県地方独立行政法人法施行細則（平成19年岡山県規則第 号）の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大阪府地方独立行政法人法施行規則（平成17年大阪府規則第30号）の規定に基づき、地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び地方独立行政法人宮城県立こども病院の業務運営等に関する規則（平成18年宮城県規則第40号）第2条の規定に基づき、地方独立行政法人宮城県立こども病院（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立病院機構（以下「国立病院機構」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正かつ効率的な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第8条に規定する事項を定め、国立大学法人東京大学（以下「大学法人」という。）の業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。	（目的） 第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び大阪府地方独立行政法人法施行細則（平成17年大阪府規則第30号）の規定に基づき、公立大学法人大阪府立大学の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。
	（不要）			（中期計画） 第3条 法人は、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構定款第18条各号に掲げる業務を山形県知事及び酒田市長の認可を受けた中期計画に従って行うものとする。		（業務の執行） 第2条 法人の業務は、法及び地方独立行政法人宮城県立こども病院定款（以下「定款」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。	（業務の執行） 第2条 国立病院機構の業務は、通則法及び独立行政法人国立病院機構法（平成14年法律第191号。以下「機構法」という。）その他の関係法令によるほか、この業務方法書に定めるところにより行う。				
業務運営の基本方針	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第26条第1項の規定により作成する中期計画に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により静岡県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営を行うものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により秋田県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により山形県知事及び酒田市市長から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により岡山県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項の規定により大阪府知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第3条 法人は、定款第1条の目的を達成するため、法第25条第1項の規定により宮城県知事（以下「知事」という。）から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第3条 国立病院機構は、機構法第3条の目的を達成するため、厚生労働大臣から指示された中期目標に基づき、業務の適正かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項及び法第78条第1項の規定により大分県知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項及び法第78条第1項の規定により大阪府知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。	（業務運営の基本方針） 第2条 法人は、法第25条第1項及び法第78条第1項の規定により大阪府知事から指示された中期目標に基づき、業務の効果的かつ効率的な運営に努めるものとする。
病院の設置及び運営	（不要）		（病院の設置及び運営） 第3条 法人は、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持と増進に寄与するため、地方独立行政法人秋田県立病院機構定款（以下「定款」という。）第15条に定める病院を設置し、		（病院の設置及び運営） 第3条 法人は、精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うため、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター定款（以下「定款」という。）第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。	（病院の設置及び運営） 第3条 法人は、大阪府の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び府域における医療水準の向上を図り、府民の健康の維持と増進に寄与するため、地方独立行政法人大阪府立病院機構定款（以下「定款」という。）第17条に定める病院を設置し、これを運営するものとする。					（大学の設置及び運営） 第3条 法人は、広い分野の総合的な知識と深い専門的学術を教授研究し、豊かな人間性と高い知性を備えるとともに応用力や実践力に富む有為な人材を養成するため、大阪府立大学を設置し、これを運営するものとする。

	地方独立行政法人化先行事例（病院関係）							独立行政法人 国立病院機構	国立大学法人 東京大学	公立大学法人大分県立 看護科学大学	公立大学法人大阪府立 大学
	岐阜県 病院3法人（案）	静岡県	秋田県	山形県	岡山県	大阪府	宮城県				
法人/病院数	3法人 / 3病院	1法人 / 3病院	1法人 / 2病院	1法人 / 1病院	1法人 / 1病院	1法人 / 5病院	1法人 / 1病院	—	—	—	—
			これを運営するものとする。								
法人の行う業務 ↓ 業務実施の方法	(不要)	(法人の行う業務) 第3条 法人は、地方独立行政法人静岡県立病院機構定款(以下「定款」という。)第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 医療の提供及びその附帯業務 (2) 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務 (3) 医療に関する技術者の研修及びその附帯業務 (4) 医療に関する地域への支援及びその附帯業務 (5) 災害等における医療救護及びその附帯業務 (業務実施の方法) 第3条 法人は、地方独立行政法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇定款（以下「定款」という。）第17条第4号及び第6号に掲げる業務の実施に当たり、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 2 法人は、定款第17条各号に掲げる業務の実施に当たり、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。	(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第16条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 医療を提供すること 二 医療に関する調査及び研究を行うこと 三 医療に関する技術者の研修を行うこと 四 医療に関する地域への支援を行うこと 五 災害時における医療救護を行うこと 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと 2 法人は、前項に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、業務を行うことができる。	(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 医療の提供に関すること (2) 医療に関する調査及び研究に関すること (3) 医療に関する技術者の研修に関すること (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務に関すること 2 法人は、前項に掲げる業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の設置目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。	(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 (1) 精神科及び神経科に関する医療の提供 (2) 精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究 (3) 精神科及び神経科に関する医療技術者の研修 2 法人は、前項の業務の他、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。	(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 医療の提供 二 医療に関する調査及び研究 三 医療に関する技術者の研修 四 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第48条第2号に規定する第一種自閉症児施設の運営 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務 2 法人は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、法人に勤務しない医師等の診療又は研究のために利用させることができる。 3 法人は、法人の目的の範囲内において、法人以外の者から受託し、又は法人以外の者と連携して、調査及び研究並びに業務を行うことができる。	(法人の行う業務) 第4条 法人は、定款第18条の規定に基づき、次の業務を行うものとする。 一 医療の提供及びその附帯業務 二 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務 三 医療に関する技術者の研修及びその附帯業務 2 国立病院機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、その建物の一部、設備、器械及び器具を、国立病院機構に勤務しない医師、歯科医師等の診療又は研究のために利用させることができる。			(学生支援) 第4条 法人は、学生が学習しやすい環境づくりを推進し、全ての学生に対し、修学、進路選択や心身の健康等に関する相談・情報提供などの支援活動を行うものとする。 (受託研究等) 第5条 法人は、民間企業や試験研究機関等との間の共同研究や受託研究、これらへの技術指導を拡充するなど、法人以外の者と連携して教育研究活動の推進に取り組むものとする。 (学習機会の提供及び社会貢献) 第6条 法人は、府民の生涯学習への需要に応えるよう、学部・大学院における社会人の受け入れの推進や多様な公開講座の充実に取り組み、幅広く学習機会を提供するとともに、大学に蓄積された知識や技術を積極的に社会に還元し、地域社会及び国際社会の発展に寄与するものとする。 (附帯事業) 第7条 法人は、第3条から前条までに掲げる業務を効果的かつ効率的に実施するため、附帯して必要となる関連業務を行うことができる。	
緊急時の知事の要求	(不要)				(緊急時の知事の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。	(緊急時の知事の要求) 第5条 法人は、定款第19条の規定に基づき、知事から定款第18条第1号又は第2号に掲げる業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。		(緊急時の厚生労働大臣の要求) 第5条 国立病院機構は、機構法第19条第1項の規定に基づき、厚生労働大臣から機構法第13条第1項第1号又は第2号の業務のうち必要な業務の実施を求められたときは、正当な理由がない限り、その求めに応じ、当該業務を実施することとする。	※先行大学事例のうち、定款に記載の事項を重複して記載しない事例(多数事例)の一つ	※先行大学事例のうち、定款に記載の事項を重複して記載している事例(少数事例)の一つ	
業務の委託	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)	(業務の委託)

	岐阜県	地方独立行政法人化先行事例（病院関係）						独立行政法人 国立病院機構	国立大学法人 東京大学	公立大学法人大分県立 看護科学大学	公立大学法人大阪府立 大学
	病院3法人（案）	静岡県	秋田県	山形県	岡山県	大阪府	宮城県	—	—	—	—
法人／病院数	3法人／3病院	1法人／3病院	1法人／2病院	1法人／1病院	1法人／1病院	1法人／5病院	1法人／1病院	—	—	—	—
託	第4条 法人は、定款第17条に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが期待できる場合には、業務の一部を委託することができる。	第4条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。	第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められる場合は、その業務の一部を委託することができる。	第5条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められる場合は、その業務の一部を委託することができる。	第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。	第6条 法人は、定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められる場合は、業務の一部を委託することができる。	第5条 法人は、その業務を他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を委託することができる。	第7条 国立病院機構は、他に委託して実施することが効率的であると認める業務の一部を、委託することができる。2 国立病院機構は、委託先の選定に当たっては、受託の実績、財務内容、保有する設備等の状況、当該業務に関する知見及び受託業務への習熟の程度を勘案しつつ、委託費の縮減等に十分に配慮するものとする。	第3条 大学法人は、法人法第22条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第7号に規定する業務の一部を大学法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。	第3条 法人は、定款に規定する業務の一部を法人以外の者に委託することにより効率的にその業務を遂行できると認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。	第8条 法人は、公立大学法人大阪府立大学定款に規定する業務の一部を外部の者に委託することにより効率的にその業務を遂行することができることと認められ、かつ、委託することにより優れた成果を得られることが十分期待できる場合、業務の一部を委託することができる。
委託契約	(委託契約) 第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第5条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	第5条 2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。	第5条 2 法人は、前項の規定により業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。	(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第7条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者と業務に関する委託契約を締結するものとする。	第5条 3 法人は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。	第7条 3 国立病院機構は、業務を委託しようとするときは、受託者と業務の委託に関する契約を締結するものとする。	(委託契約) 第4条 大学法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第4条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。	(委託契約) 第9条 法人は、前条の規定により業務を委託するときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。
契約の方法	(競争入札その他契約に関する基本事項) 第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争入札に適しない場合その他法人の規程で定める場合には、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。	(競争入札その他契約に関する基本事項) 第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札の方法によるものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。	(契約の方法) 第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。	(契約の方法) 第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、一般競争入札、指名競争入札または随意契約の方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。	(契約の方法) 第8条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りの方法によるものとする。	(契約の方法) 第8条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が一般競争に適しない場合その他法人の規程で定める場合は、指名競争に付し、又は随意契約若しくはせり売りの方法によるものとする。	(契約の方法) 第6条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。 2 法人は、前項の規定による契約に関しては、契約の性質又は目的に応じ、費用の縮減等に十分配慮した方法によるものとする。	(調達契約に関する基本的事項) 第8条 国立病院機構は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、競争入札を実施するなど品質の向上、費用の縮減等に十分に配慮した方法によるものとする。2 国立病院機構は、売買、貸借、請負その他の契約に関しては、契約過程の透明性及び効率性の向上を図るとともに、不正行為を防止するため必要な措置を講ずるものとする。	(競争入札その他契約に関する基本事項) 第5条 大学法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他大学法人規則等で定める場合は、指名競争又は随意契約によるものとする。	(競争入札その他契約に関する基本事項) 第5条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、別に定める場合は、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。	(契約の方法) 第10条 法人は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合その他法人の規則で定める場合は、指名競争又は随意契約に付すことができるものとする。
契約の特例	(不要)							(契約の特例) 第9条 1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定を実施するため、国立病院機構の締結する契約のうち当該協定の適用を受けるものに関	第5条 2 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）その他国際約束の適用を受ける契約については、同協定及び国際約束に定められた調達手続きによるものと		

	岐阜県	地方独立行政法人化先行事例（病院関係）						独立行政法人 国立病院機構	国立大学法人 東京大学	公立大学法人大分県立 看護科学大学	公立大学法人大阪府立 大学
	病院3法人（案）	静岡県	秋田県	山形県	岡山県	大阪府	宮城県				
法人／病院数	3法人／3病院	1法人／3病院	1法人／2病院	1法人／1病院	1法人／1病院	1法人／5病院	1法人／1病院	—	—	—	—
病院の移譲、統合又は廃止	(不要)							する事務の取扱いについては、別に定める。 (病院の移譲、統合又は廃止) 第6条 国立病院機構は、機構法附則第7条の規定に基づき、当分の間、国立病院機構の成立前に厚生労働大臣が定めた病院の移譲、統合又は廃止に係る業務を行うものとする。	する。		
出資の方法に関する基本的事項	(不要)								(出資の方法に関する基本的事項) 第2条 大学法人は、法人法第22条第1項第6号及び国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第3条に基づき、特定大学技術移転事業を実施する者に対し、次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り出資することができる。 (1)出資の相手方が適切であること。 (2)大学法人にとって適正な出資であること。 (3)出資に係る給付及び取得株式の価額等が適正なものであること。 2 前項により出資を行う場合には、経営協議会の審議及び役員会の議決を経なければならない。 3 前2項に定めるもののほか、出資に関し必要な事項は大学法人規則等で定める。		
外部資金の受入れ	(不要)									(外部資金の受入れ) 第6条 法人は、業務の遂行に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。	
施設等の貸付け	(不要)									(施設等の貸付け) 第7条 法人は、業務に支障がない場合は、法人の土地、施設又は設備の一部を法人以外の者に貸し付けることができる。	
雑則	(委任) 第7条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、法人の規程で定める。	(雑則) 第7条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。	(その他) 第7条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、法人の規程に定めるものとする。	(その他) 第7条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。	(雑則) 第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、業務に関し必要な事項については、会計規程その他法人の規程に定めるものとする。	(雑則) 第9条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、会計規程その他の法人の規程に定めるものとする。	(規程への委任) 第7条 法人の業務に関し必要な事項は、この業務方法書に定めるもののほか、法人の規程の定めるところによる。	(会計規程への委任) 第10条 この章に定めるもののほか、契約の方法その他の国立病院機構が行う契約に関して必要な事項は、通則法第49条の規定による規程で定める。	(その他) 第6条 この業務方法書に定めるもののほか、大学法人の業務に関し必要な事項については、別に定める。	(その他) 第8条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。	(雑則) 第11条 法人は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務に関し必要な事項については、別に定めるものとする。
附則	附則 この業務方法書は、岐阜県知事の認可のあった日から施行し、平22年4月1日から適用する。	附則 この業務方法書は、静岡県知事の認可があった日から施行し、平成21年4月1日から適用する。	附則 この業務方法書は、平成21年4月1日から施行する。	附則 この業務方法書は、平成20年4月1日から施行する。	附則 この業務方法書は、知事の認可の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。	附則 この業務方法書は、知事の認可の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。	附則 この業務方法書は、知事の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。	附則 (施行期日) この業務方法書は、通則法第28条第1項の規定により厚生労働大臣の認可を受けた日から施行し、平成16年4月1日から適用する。	附則 この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成16年4月1日から適用する。	附則 この業務方法書は、大分県知事の認可のあった日から施行し、平成18年4月1日から適用する。	附則 この業務方法書は、大阪府知事の認可の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。